

第2期 湧別町空家等対策計画の概要

令和5年3月策定

計画期間：令和5年4月～令和11年3月

計画の基本理念

安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり
～ 町民の生命と財産を守り、誰もが安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり ～

住民の安全を守り、安心して生活を営むことができる良質な住環境の形成に向けて、計画的な空家対策の推進

計画策定の背景と目的

- 人口減少・社会構造の変化・産業構造の変化等 ⇒ 管理不全の空き家増加
- 第1期計画を見直し、総合的かつ計画的に空き家対策をより一層推進

これまでの取組等から見えた課題

- 所有者等の当事者意識、管理意識の醸成 管理の必要性の十分な理解
- 町の積極的な関わり、利活用等の働きかけ、きっかけづくり
- 関係団体との連携・協働のための仕組み・体制構築
- 高齢化・世帯数の減少に伴う住宅需要減 空き家化の抑制
- 空き家の状態に対応した管理不全空家等の発生を抑制する施策の検討
- 空き家の利活用推進 既存の取組の強化と新たな施策の検討
- 町民の暮らしや安全を第一優先とした関係法令に基づく対処

基本方針と対策の方向性

対策推進のため、空家等の発生前からの段階の「適正管理・発生抑制」、空き家化から利活用可能な段階の「流通・利活用」、管理不全に陥った以降の段階の「解消」 3つの基本方針と方針に基づく対策の方向性

【空家等の適正管理・発生抑制】

所有者等の管理意識の啓発や管理の支援を通じた、空き家の適正管理、長期空き家の発生抑制

【空家等の流通・利活用】

民間協力による需要者への情報提供、賃貸住宅化の支援の実施、多様な活用の推進

【管理不全空家等の解消】

所有者等への適切な管理や除却等の助言、対応の要請
管理不全空家等・特定空家等解消

計画の対象建物と対象地区

【対象とする空家等の種類】

空家特措法第2条第1項に規定する「空家等」を対象
※ 今後空家等となるが見込まれるものも本計画の対象

【対象とする地区】

空き家が町内全域に広く分布していることから、湧別町内全域を対象
※ 特定の課題解決・施策実施において、必要に応じて対象地区を限定

具体的な取り組み

